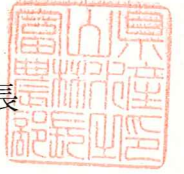


農 整 第 4 9 号
平成 30 年 4 月 19 日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県農林水産部長



富山県農林水産部（農業農村整備事業及び森林整備保全事業）の発注工事
における諸経費率の一部改正について（通知）

日頃は、本県の農林水産行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このことについて、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」の一部改正（平成 30 年 3 月 30 日付け北陸農政局長 29 陸振第 1546 号）及び「森林整備保全事業の設計積算要領の制定について」の一部改正（平成 30 年 3 月 29 日付け林野庁長官 29 林整計第 573 号）に伴い、平成 30 年 5 月 1 日以降の決裁にかかる工事より下記のとおり、現場管理費率及び一般管理費等率を一部改正します。

記

1 改正概要

- (1) 農業農村整備事業の「下記 4 工種の現場管理費率」及び「現場管理費率の補正の適用条件」の一部改正
 - ア ほ場整備工事
 - イ 農道工事
 - ウ 水路工事
 - エ その他土木工事（1）
- (2) 農業農村整備事業及び森林整備保全事業の一般管理費等率の一部改正

2 改正内容

別紙のとおり

3 適用年月日

平成 30 年 5 月 1 日以降の決裁にかかる工事より適用する。

（事務担当 農村整備課技術管理係 076-444-3299）

現場管理費率及び一般管理費等率の一部改正について

1 農業農村整備事業の「現場管理費率」の一部改正

(1) 新旧対照表

工種	区分	現場管理費率	
		改正	現行
ほ場整備工事	300 万円以下	41.83%	32.38%
	300 万円を超え 10 億円以下	$a=231.4$ $b=-0.1147$	$a=82.5$ $b=-0.0627$
	10 億円を超えるもの	21.48%	22.50%
農道工事	300 万円以下	34.04%	24.77%
	300 万円を超え 10 億円以下	$a=89.2$ $b=-0.0646$	$a=30.7$ $b=-0.0144$
	10 億円を超えるもの	23.39%	22.78%
水路工事	300 万円以下	44.29%	28.39%
	300 万円を超え 10 億円以下	$a=558.2$ $b=-0.1699$	$a=56.3$ $b=-0.0459$
	10 億円を超えるもの	16.51%	21.75%
その他土木工事(1)	300 万円以下	39.07%	31.16%
	300 万円を超え 10 億円以下	$a=207.0$ $b=-0.1118$	$a=61.6$ $b=-0.0457$
	10 億円を超えるもの	20.41%	23.89%

(2) 参考 (300 万円を超え 10 億円以下の区分の算定)

$$Y = a \times X^b$$

Y : 現場管理費率 (単位 : %) X : 対象金額 (単位 : 円)

a、b : 変数値

(注) Y の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して、小数点以下第 2 位止めとする。

2 農業農村整備事業及び森林整備保全事業の「現場管理費率の補正の適用条件」の一部改正

施工地域区分	対象	
	改正	現行
一般交通影響有り（１）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車道において、 <u>車線変更を促す規制</u> を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台／日以上 ^{（注）} の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
一般交通影響有り（２）	一般交通影響有り（１）以外の車道において、 <u>車線変更を促す規制</u> を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	一般交通影響有り（１）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）

3 農業農村整備事業及び森林整備保全事業の一般管理費等率の一部改正

(1) 新旧対照表

適用区分 など	区分	一般管理費等	
		改正	現行
一般管理 費等率	500万円以下	22.72%	20.29%
	500万円を超え 30億円以下	$-5.48972 \cdot \log X_p + 59.4977$	$-4.63586 \cdot \log X_p + 51.34242$
	30億円を超える もの	7.47%	7.41%

(2) 参考（500万円を超え30億円以下の区分の算定）

X_p =工事原価（単位：円）

Yの値は、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位止めとする。